

住居確保給付金 (転居費用補助) のしおり

離職等により住居を失った方、失うおそれのある方へ
～住居確保給付金事業のご案内～

知 立 市

住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一の世帯に属する方の死亡、または本人や同一の世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮している方であって、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、家計の改善に向けた支援を行います。

受 給 要 件

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③ 主たる生計維持者であること。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入合計額が収入基準額以下であること。（※表1参照）

〔表1〕

世帯人員数	基準額 [A]	家賃額(上限) [B]	収入基準額 [A]+[B]	貯金等基準額 [A]×6
1人	90,000 円	37,000 円	127,000 円	540,000 円
2人	132,000 円	44,000 円	176,000 円	792,000 円
3人	159,000 円	48,100 円	207,100 円	954,000 円
4人	197,000 円	48,100 円	245,100 円	1,000,000 円
5人	235,000 円	48,100 円	283,100 円	1,000,000 円
6人	273,000 円	52,000 円	325,000 円	1,000,000 円
7人	310,000 円	58,000 円	368,000 円	1,000,000 円
8人	343,000 円	58,000 円	401,000 円	1,000,000 円
9人	376,000 円	58,000 円	434,000 円	1,000,000 円
10人	410,000 円	58,000 円	468,000 円	1,000,000 円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の預貯金額の合計金額が〔表1〕の預貯金等基準額以下であること。（※世帯人数が4人以上の場合であっても、100万円が上限となります。）
- ⑥ 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し家計全体の支出の削減が見込まれ、その費用の捻出が困難であると認められること。

もしくは

転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれ、その費用の捻出が困難であると認められること。

- ⑦ 地方自治体等が実施する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

支給対象となる経費・支給額・支給方法

[表2]

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用(転居前の住宅に係る費用を含む) ・鍵交換費用	・敷金(※) ・契約時に払う家賃(前家賃) ・家財や設備(ふろがま、エアコン等)の購入費

※敷金については、申請書本人に返還される可能性があるため、対象外となります。

申請者が実際に転居をするのに必要な経費のうち、[表2]に掲げる支給対象となる経費を支給します。

支給額の上限は、転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額となります。支給額を超えた分に関しては申請者の自己負担となります。

[表3]

世帯人数	1人	2人	3～5人	6人	7人以上
上限額	111,000円	132,000円	144,300円	156,000円	174,000円

※知立市に転居する場合の上限額

支給方法は知立市役所から不動産仲介業者等の口座へ振り込む代理受領とします。

再支給

受給者が転居費用補助の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であり、支給要件に該当する方については、再支給することができます。

申請をするために必要なもの

① 本人確認書類(次のいずれか)

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本(抄本)等の写し

② 離職関係書類

申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し

③ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者について、収入が確認できる書類の写し

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳

④ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

⑤ 住居確保給付金要転居証明書

⑥ 居住維持費用関係書類(持家の場合のみ)

支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類の写し

申請・お問い合わせ先

相談・申請は、知立市社会福祉協議会で受け付けています。

まずは、お電話いただき、ご予約の上申請を行ってください。

知立市社会福祉協議会
住所: 知立市八ツ田町泉 43 番地
電話: 0566-82-8833
メール: info@chiryu-shakyo.or.jp